

# 税務キャッチ・アップ

## 消費税関係

### 特定新規設立法人の納税義務免除の特例

#### 1 はじめに

令和元年10月より消費税が増税され今まで以上に消費税の負担が重くなってきている。特に新規事業を開始しようとする場合には、少しでも税負担の軽減をはかるため、資本金1,000万円未満の法人を設立し消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けようとするところがあるが、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（以下、「本特例」という。）の規定の適用を受けると設立初年度から納税義務が生じてしまう。本稿では、この本特例について制度の概要等を含め改めて確認してみたい。

#### 2 制度の概要

平成26年4月1日以後に設立された新規の法人（事業年度開始に日における資本金又は出資金の金額が1,000万円未満の法人）のうち、基準期間がない事業年度開始の日において次の①及び②のいずれにも該当する法人については、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間については、消費税の納税義務は免除されない（消法12の3）。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において特定要件に該当すること
- ② 特定要件の判定の基礎となった他の者及びその他の者と特殊な関係にある一定の法人のうちいずれかの者がその新

規に設立された法人の事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として一定の方法により計算した金額が5億円を超えていること

#### 3 特定要件の定義

前術した1①に掲げる「特定要件に該当する場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう（消令25の2）。

なお、特定要件に該当するかどうかについては、その基準期間がない事業年度開始の日の現況により判定する。

- ① 他の者がその新規に設立された法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」という。）の総数又は総額の50%を超える数又は金額又は出資を有する場合
- ② 他の者及び次の(ア)～(エ)にかかげる者がその新規に設立された法人の発行済株式等の総数又は総額の50%を超える数又は金額又は出資を有する場合(ア)他の者の親族等、(イ)他の者（他の者が個人である場合には、他の者の親族等を含む。）が他の法人を完全に支配している場合における他の法人、(ウ)他の者及び(イ)の法人が他の法人を完全に支配している場合における他の法人、(エ)他の者と(イ)及び(ウ)の法人が他の法人を完全支配している場合における他の法人
- ③ 他の者及び②(イ)～(エ)にかか

げる者が、その新規に設立された法人の一定の議決権の総数の50%を超える数を有する場合

#### 4 おわりに

本特例は、この規定の適用を受けるか否かの判定はさほど複雑ではない。そのため規定の適用の判定を誤ることよりも、むしろこの規定自体を失念してしまい、判定そのものを行わないことに注意すべきである。

例えば、顧問先の大規模法人が親会社となり、子会社を設立する場合には、この規定の適用について見落とすことはあまりないだろう。しかし、大規模法人の所有者が本業とは関係なく個人的な会社を設立し、大規模法人は顧問先でなく、新規設立された法人のみの顧問を引き受ける場合や親子による共同出資により設立された法人で窓口となる代表者は子であるが出資割合の50%超は親が出資しており、その親が大規模法人を所有している場合などのケースではこの規定の適用を意識し、前者の例ではオーナー、後者の例では親が所有している法人まで確認しないと適用の有無を見落としてしまうことがあるため注意が必要である。

（右山研究グループ  
税理士 熊谷 洋平）